

事務センターだより

平成29年度就学援助費の申請受付中！

平成29年度分の就学援助費申請について、保護者から学校への申請書類の提出期限は、次のとおりとなっております。保護者から書類が提出されましたら、すみやかに事務職員にお渡しください。

在校生、新中学1年生……平成29年3月9日(木)

※平成28年度に引き続き就学援助を受けたい場合もあらためて申請が必要です。

新小学1年生……平成29年3月27日(月)～4月7日(金)

※平成29年度より新入学学用品費の4月支給を行うため、提出期限がこれまでより早くなっています。申請に関わって、ご不明な点やご相談などありましたら、事務職員までお願いします。

子の扶養手当について

4月から進学等でお子さんが別居される方は、定期的な生活費の送金ができるようご準備ください。扶養者が、扶養している子に対して、毎月定額を仕送りしていることが原則です。事後確認時に、送金の事実が確認できる書類を提出していただくことになっています。(例：金融機関を通した送金の受領書、領収書や通帳の写し等)

また、就職等で扶養手当の該当から外れる場合は、すみやかに事務職員に連絡してください。

特殊勤務実績簿について

2月分は2月27日(月)締切

その後、すぐにシステム入力し、3月の給与で支給します。必ず提出期限を守ってください。

借上げバス利用の出張について

亀山市等が契約し料金を負担したり、補助金が交付される等、県費旅費の支給対象とならない借上げバス等に乗車する出張については、旅行命令書作成時に「旅費別途支給」と「借上げバス・徒歩等」の2つにチェックを入れてください。旅費精算は不要となります。

例えば……

- ・亀山市小中音楽会
- ・中体連大会
- ・吹奏楽コンクール
- ・関小スクールバスを利用する遠足・社会見学 等



12月分旅費支払日は2月27日(月)です！

学校納付金システムが変わります！

亀山市内小中学校では、三重県教育文化会館の「学校納付金システム」により、学校納付金の振替を行っています。「学校納付金システム」とは、県下の学校・園と金融機関が連携し、保護者が指定する口座から学校の集金を自動的に引き落とす口座振替システムです。このたび、約30年ぶりにそのシステムが変更されることになりました。主な変更点についてお知らせします。

1. 関係書類が変わります(平成29年9月振替分より)

- ・「基本登録書」が変更され、保護者が銀行窓口で口座証明を受けなくてよい(銀行へ行く必要なし)
- ・「ゆうちょ銀行」の口座利用が可能に

2. 手数料が改定されます(平成30年度より)

- ・年間管理費 60円 は廃止、1回あたりの手数料 20円 から50円+消費税に改定
＜年間手数料の変更例＞ (消費税8% 振替回数10回)
現行 60円+(20円×10回)=260円 ⇒ 改定後 50円×1.08(消費税分)×10回=540円

3. Webによる入出力システムが導入されます(平成29年9月稼働予定)

- ・「基本登録書」等の学校での印刷や、変更手続き(転出・金額変更等)についてインターネット上から入力可能に
- ・学校口座を最大で18口座まで登録可能に(平成30年度より)

